

国際文書館評議会東アジア地域支部セミナー 参加報告Ⅱ

知らざるは危うし：EASTICA セミナー参加報告

財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部公文書主任専門員 富永一也

吾人の眠る間、吾人の働く間、吾人が行屎送尿の裡に地球は回転しつつあるなり。吾人の知らぬ間に回転しつつあるなり。運命の車はこれ

とともに回転しつつあるなり。知らざる者は危うし、知る者は運命を形くるを得ん。(夏目漱石、1901年)

廈門到着の翌日はEASTICAの理事会が開かれたが、執行部メンバーではないわれわれ¹は晩の歓迎夕食会に出席する以外に予定もなく、朝から街を見学することにした。セミナーの会場兼宿泊所の悦華^{マンダリン}ホテル（ここは中国政府の公式ランキングで最高クラスの五つ星ホテルだが、なぜか工業指定地区の中にある）から、ホテル付き運転手氏ご自慢の新しいトヨタクラウンで7キロほど離れた繁華街まで送ってもらう。車窓から見る廈門^{アモイ}は建設ラッシュのまっただ中であつた。途中ほとんど1ブロックごとに古い住宅を壊しては更地になっている。あるいはそのような更地にビルが建設中だ。高層マンション群が砂塵に霞む。新築ビルの多くが、バブルの頃に日本でもよく見かけたポスト・モダン的なデザインのものだ。片側三車線の道路にはカミカゼ・ドライバーがあふれている。しかし、命知らずにかけては歩行者の方に軍配があがるだろう。ひらりと車道に踊り出て、しかも左右には一瞥もくれぬ。それと競うかのように、交通安全標語の横断幕が道路沿いに並ぶが、どうもこちらは分が悪そうだ。わずか15分ほどのドライブとはいえ、途中で一度も事故に遭遇しなかったのは幸運な気がした。

風光明媚なコロンス島に渡り、ここに反清復明の拠点築いていた鄭成功（国姓爺）の記念博物館を見学。再び市内へ戻り、ダウントウンを歩き回る。沖縄も暑かったが、さすがに廈門はもっと南に位置するだけのことはあつて、やはり暑いのである。もっとも熱気の半分は街の喧騒と活気に由来するのかもしれない。商店から流れる大音量の流行歌、車のクラクション、舗装を割る掘削機のけたたましさ、呼び込みの声、店先に陳列された商品のカラフルさ、そして香辛料や漢方薬、干物の香りに入り混じるマクドナルド（ドアマンがいたのは可笑しかった）やケンタッキーフライドチキンの油のにおい……。道路を横断するときには、やはり身を挺さねばならないことをわれわれはすぐに学んだ。郷に入れば、というやつだ。²

翌日、セミナー開会式で挨拶した廈門市の幹部（Dr. JIANG Shuxia）によれば、人口129万人の廈門³のGDPは2000年1月から9月までの間に15パーセント成長した。⁴廈門国際空港には79の路線が乗り入れており、年間1,200万人が利用している。インターネット人口も10万をかぞえるという。⁵EASTICA副会長の毛福民氏（中国国家档案局局长）によれば、今回のセミナー「電子記録の管理戦略」の開催地としてこの廈門を選んだのは偶然ではない。電子記録という、情報化社会の先端を行くトピックのセミナーについては、やはり先端に行く都市で開催したいと考えたのだ、という。毛氏はスピーチの中で、デジタル技術は、社会の発展と進歩を促す機会となるだろうと述べた。他のスピーチもデジタル記録の普及を肯定的に捉えている点で共通していた。廈門市档案局局长宋協^{ソン・シエ・フエイ}氏は、公文書館は人類の進歩（明らかにデジタル技術は、「進歩」の中にカウントされている）を反映するものだと述べたし、韓国歴史保存所所長^{カンヒョクソン}の南孝彰氏も、民主主義の前進と経済の発展について言及し、情報技術の進展を、開かれた政府の実現と結びつけて語った。筆者は、公文書館に勤める者として、何か対策を講じねば現在の公文書を後代へ残せなくなってしまう、という危機感から電子記録の保存に関心を持ち始めた（これは、電子記録の保存に関心を持つほとんどの公文書館関係者がそうだろうと思う）ので、開会式のスピーチを貫くこの楽観的、進歩主義的ムードを新鮮に感じた。この明るいトーンは、セミナーの講師たちにも共通していた。

セミナーの内容報告に入る前に、そもそも電子記録は、どのような点で従来の記録と違うのか。電子記録の管理や保存について、危機意識が醸成される背景は何か。ここで簡単に触れておくが、筆者も専門的知識は持ち合わせていないので、ここでは概念的なことで済ませることとする。もちろん、電子記録について詳しい読者の方は、この部分を読まずに内容報告へと進まれて構わない。

電子記録（ここからは説明の都合上、「デジタル記録」ということにする）の利用が、これだけ爆発的に普及した背景には、もちろん、その諸利点の存在があずかっている。われわれの日常業務を思い浮かべてもよいが、デジタル記録には、文書作成、更新、複製の容易さ、情報検索や送信・受信（つまりネットワークによる通信）の便利さ、記録保管の際の省スペース性など、アナログのそれでは得られない長所がある。ところが、見方を変えると、長所は短所となる。文書の複製や加工が容易であることはすなわち改竄の恐れも大きくなるということであるし、ネットを通して情報へのアクセスや情報の配布が可能であるということは、プライバシーをはじめとする秘密性保持の必要性から見れば、より危うくなるし、悪意ある侵入者（ハッカーやコンピュータウイルスなど）への対策も必要となる。スペースをとらない、という利点は、情報を2進法でコード化したことの結果のひとつであるが、コード（code）とはすなわち暗号をも意味する言葉であることからわかるように、2進法のデジット（例えば0101000011101010…）による記録は、それがどのような意味の規則を持っているかという「暗号」を解くドキュメントが、その記録の外部に保管されていなければ単なる数字の羅列に過ぎなくなる。つまり、一般的には、そのデジタル記録を作成したハードやソフトが時代遅れになり、廃棄されてこの地上から消滅したとき、そしてドキュメントも失われてしまったとき、後に残った記録（媒体はフロッピーかもしれないし、磁気テープや光ディスク、あるいはパソコンのハードディスクかもしれないが）も解読できなくなるのである。それに加えて、媒体自体の耐用年数もそう長くはない。特に磁気を用いた媒体は長期的保管には向かない。

以上、かなり雑駁な把握であり、問題の包括的な指摘とはなっていないことはお許しいただきたい。セミナーでは、上記の問題の中で、ネットワークに起因するセキュリティの問題は扱わず、もっぱらデジタル記録の証拠

性（記録に改竄が加えられていないという意味で「真正性」といいかえてもよい）、長期的保存性（あるいは可読性）が取り上げられた。以下、それらの報告の論点を紹介していこう（ただし、この原稿での紹介の順序と実際のセミナーでの報告順とは関係がない）。

香港の温氏は、アメリカ、カナダ、オーストラリアにおける電子的公文書館資料の管理についての戦略の発展を概観してみせた。彼によれば、従来の考え方では、データフォーマットや保管メディア等を規準化し、また保存するための一連の技術的メンテナンスさえ行っていれば、電子記録の保存には充分であるとされていた。しかしながら、その後の経験論的研究により、以上の方法では電子情報を保存するのに十分効果的とはいえないことがわかってきたという。まず、技術の入れ替わりがあまりにも早いため、情報システム自体を保存したり、電子記録を時代遅れのシステムから他のものへと移し替えたりすることが、期間が長くなればなるほどますます困難になり、かつ費用も余計にかかり、また、人手もより多く要するようになるだろう、ということ。さらに、これらの手段は、電子的な公文書館資料で特定でき、それを引き出して読むことを保証しはするが、それらの理解可能性や真正性（これこそが公文書館資料的価値といえるのだが）までは保証しない。

そこで90年代になってからは、技術環境の変化に伴い、真正な電子的公文書館資料の利用性、理解性、保存性を確保するための「積極的戦略」が発達してきた。これは、記録の証拠性を重視するものである。すなわち、記録はそれが実録している業務の証拠を提供し、その組織の内部的、あるいは組織外への説明責任を果たすために保管されるのであるから、その目的に沿った電子記録管理の環境と必要なツール（道具立て）が設計され導入されなければならない。この戦略の特徴は以下のように要約される。

1) 組織には、あらゆる形式の記録（電子記録や紙の記録を含む）を保管し利用できる、

標準的システムが導入されなければならない、2) 記録管理、および公文書館資料管理上の必要業務は、記録管理システムにおけるルーティンワークに統合しなければならない、3) 記録管理システムは、業務上使用されるシステムやアプリケーションと切れ目なくつながっていること。電子記録は作成された時点で自動的にシステムに入力され保管される。また、記録管理業務は、記録作成者や利用者からよく見えるようにしておく必要がある、4) 記録管理システムにより、その後大きな人手を必要とすることなく電子記録の入力、維持、保存が行われること。

オーストラリアのトニー・ニュートン氏は、電子記録の保存についてニューサウスウェールズ州立公文書館が採用している「分散型保管責任体制」を紹介。これは歴史資料として保存する電子記録の保管および利用の責任を、基本的にそれを作成した部署に負わせるもので、その適切な執行のために“DIRKS MANUAL” (The Manual for the Design and Implementation of Recordkeeping Systems、記録保存システムの設計と導入のための手順) と呼ばれる、8つのステップから成るマニュアルをオーストラリア国立公文書館と共同で作成したという。⁶しかしながら、行政利用のためであれば行政マンにとっても電子記録を適切に保管する強い動機が存在するのであるが、歴史資料としての利用のためにそれを行うことについては誘因が弱いこと、そしてDIRKS MANUALの執行について何ら義務も罰則もないので、いかに行政の各部局を説得するかが、今後のニューサウスウェールズ州における歴史的電子記録保存の鍵となろう。

シンガポールのピット・クワン・ワー氏によれば、シンガポール国立公文書館では1993年の組織再編を機に組織の設置根拠である「国立公文書館及び記録センター法」を見直し、「公文書」の範囲が電子的に作成された文書まで含むようその定義を拡大した。また、現行の記録管理規程の見直しも行っているところである。それは「電子文書の保管および選別

廃棄規程」と暫定的に呼ばれており、電子文書の定義範囲、評価、推奨フォーマット、公文書館への引き継ぎ方法、将来の利用等について定める予定である。また、最近、政府内で作成される電子メールの増加は著しく、1999年8月の統計では、月平均1000万通にのぼっている(民政部門のみ)。電子メールの評価および保存の緊急性から、公文書館は「電子メール記録を公文書館資料として保存するための手続きとガイドライン」を作成、政府内に回覧した。クワン・ワー氏は、デジタル記録保管について、公文書館専門職員がのんびり構えていては、やがて破滅的な状況におちいるだろう、と警告するが、同時に豊富な経験に裏打ちされた、「デジタル記録と共に歩んでいこう」という自信に満ちた呼びかけは、聴衆に感銘を与えた。

コダック社のマイケル・バレット氏が提案するのは、デジタルとアナログの長所を組み合わせ合わせた選択肢である。同社の開発した「デジタル文書管理システム」(DDMS) は、デジタル文書をいったんTIFF形式のデータに変換し、それを16ミリのマイクロフィルムに自動的に焼き付けていくシステムである。マイクロフィルムはデジタルに比して改竄しにくく、長期の可読性も保証されており、また、紙媒体に比してスペースを節約できる。デジタルデータをマイクロフィルムに移し変える発想自体はべつに新しいものではない。ただし、これまではデジタルデータをいったんプリントアウトしたものをマイクロ撮影する、という手法でデジタルデータのマイクロ化が行われてきている。そのような機関でDDMSを導入する場合、データのプリントアウトに要してきた人手が不要になり、かなりのコスト削減になるということであった。

その他、前EASTICA 議長特別補佐玄羽昭氏は行政改革、および情報公開の2つの観点から、日本政府の行政情報化への取り組み、特に2000年3月に発表された「総合的な文書管理システム」の整備計画を詳細に紹介。結論として、情報公開法の完全な執行及び行政情報

化（「電子政府」）の実現を目指す政府の努力により、公文書館行政を含めた政府の記録管理において大いなる進歩があろう、と述べた。また、韓国の季相敏（リ・サンミン）氏は、ICAの電子記録管理に関するガイドラインを紹介。それに照らして、韓国の電子記録管理の現状はどう評価されるのかを報告した。

さて、電子記録の普及は、記録保存の業務に携わるわれわれに難問をつきつけている。

「電子記録は偶然には残らない」という、いまや広く知られている警句は、同時にわれわれの後代に対する責任をも明らかにしている。いま記録や情報の世界に起きつつあるのは革命とも形容できる変化だ。誰もこの先にあるものを予測できない。しかし、この変化にすら気づかないままに過ごせば、やがて重大な結果を招くのははっきりしている。知らざるは危うし。今回、セミナーで報告をした講師たちの何人かは、まるで地雷源のような未知の危険な領域を、先に立って歩いている人々である（そういえば、香港の温氏の報告タイトルに「オデッセイ」とあった）。その意味でじつに貴重な報告を聞かせてもらった。しかしながら、人から地図をもらうだけでは、この地雷源を渡っていくことはできない。電子記録が偶然に残ることが期待できない以上、将来にわたって保存していく体制を構築するためには、われわれ自身が、公文書館資料（アーカイブズ）は、いかなる目的で残すのか、電子的な公文書館資料を長期にわたって管理するためにどの程度コストを投入することが許されるか、あるいはリスク分散をいかに行うか、という点について、自ら答えを求めなければならない。経済ブームに沸く廈門を後にしながら、そのようなことを考えた。

1 全史料協国際交流委員会事務局である横浜開港資料館調査研究員石崎康子氏と筆者。今回、筆者が全史料協の依頼でセミナーに参加するにあたっては、幾人も人の手を煩わせた。とくに石崎氏には全般にわたってたいへんお世話になった。また、筆者の職場の庶務担当Mさんには、全史料協が負担した旅費の残り分を支出するという、イレギュラーで面倒な計算や手続きをお願いした。お礼を申し上げたい。

2 われわれはマンダリンホテルの周辺も散策してみたが、好景気に沸き立つようなダウンタウンあたりとはまた違う庶民の暮らし振りもうかがえて面白かった。とくに集合住宅の戸外で人々が思い思いにテーブルを持ち出しては食事をしていたり、トランプに興じていたり、あるいは子供たちがバドミントンをしていたりする光景は、筆者も子供のころを思い出して懐かしい気分がした。ただし、ここでも新築マンションを分譲していたりするのを見かけたから、この周辺もやがては急速に姿を変えるのかも知れない。

3 人口130万の沖縄県とほぼ同規模。ただし、面積（5,500平方キロとの説明であった）は沖縄県の面積（2,267平方キロ）の倍以上。

4 低成長に慣れたわれわれの感覚からすると、驚異的な数字だ。この数字について、筆者は別ソースによる確認をとってはいけなことをここで述べておく。日本から持っていったガイドブックによれば、廈門が経済特区に指定されたのは1980年代だというのが、ここにきて3四半期に15パーセントもの伸び率を記録するというは、（事実ならば）この爆発的な成長はごく最近から始まったということなのだろう。

5 2001年1月8日付の琉球新報のコラム「交差点」に、沖縄県の中国福州事務所・仲宗根信明氏が紹介しているところによれば、廈門市はインターネット利用率で全国第3位だとのことである（ちなみに1位は広東省の深圳市）。

6 以下は「8つのステップ」の項目である（項目の詳細は略す）。

A 事前調査 B 業務分析 C 記録管理要件特定
D 現行システムの評価 E 記録管理最適戦略設定
F 記録管理システム設計 G 記録管理システム導入
H 導入後の検証。なお、DIRKS MANUAL は以下のサイトで入手できる。

URL:<http://www.au.govau/recordkeeping/dirks/dirksman/dirks.html>